

「富山に泊まってエンジョイキャンペーン」事業者向けマニュアル

1. キャンペーンの概要

内 容	富山市民を対象とした宿泊割引事業
目 的	新型コロナウイルス感染症の影響により、観光・宿泊需要が低迷する中、市内の宿泊施設、旅行会社の利用促進を図るため。
宿泊割引額 当選人数	①15,000円 2,000人 ②10,000円 1,500人 ※選択不可
対象者	満18歳以上の富山市民（令和2年8月1日現在） ※同行者の年齢、住所は問いません。
対象施設	①参加申し込みのあった市内宿泊施設 ②参加申し込みのあった市内旅行代理店から予約する市内宿泊施設 ※旅行代理店経由で予約する場合は、キャンペーンに参加申し込みのない宿泊施設も利用可 ※対象施設は特設Webサイト、当選者向けチラシに掲載
当選通知(宿泊 割引クーポン) の発送時期	7月20日（月）（予定） 当選者に「当選通知（宿泊割引クーポン）」をレターパックライトで発送（以下、「クーポン」）
利用期間	令和2年8月1日（土）～10月31日（土） ※8月1日チェックイン分から11月1日チェックアウト分まで
利用条件	①他の割引キャンペーンとの併用はできません。 ②利用料金が割引額（15,000円または10,000円）を下回る場合は利用料金を割引上限とします。 ③クーポンを2回以上にわけて使用することはできません。 ④入湯税は別途当選者の自己負担です。また、クオカードなどの金券やたばこ購入をセット（以下、金券等）にして提供するプランについては、金券等の額は当選者の自己負担としてください。 ⑤当選者と同一会計（別室可）の場合、1枚のクーポンの割引額を複数人でわけてご利用いただけます。同行者の年齢、住所は問いません。 ⑥クーポンの譲渡はできません。また、クーポンをコピーして利用いただくことはできません。 ⑦宿泊予約のキャンセルには、定められたキャンセル料が発生し、キャンセル料にクーポンは使用できません。キャンセルがあった場合は、クーポンを当選者に返却してください。
その他	不明点は、事務局または富山市観光政策課担当までお問い合わせください。また、Q&Aは特設Webサイトで順次更新いたします。

2. 事務手順【宿泊施設に直接予約】

内容	ポイント・注意事項
①宿泊予約の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話やインターネットなどで通常どおり予約を受け付けてください。 ・ 各種旅行サイト等からの予約も可としますが、現地支払の場合にクーポンが利用できません。(オンライン決済不可) ・ 当選通知の発送前の予約にも利用可。 ・ 当日予約も可。
②宿泊時にクーポン（原本）を受け取り、当選者の本人確認と事業者確認欄の記入を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊時に当選者からクーポン（原本）を受け取ってください。提出がない場合、割引できません。 ・ 当選者の身分証明（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）を確認し、クーポンの「<input type="checkbox"/>本人確認」欄にチェックを入れてください。身分証明のコピーは不要です。 ・ 同行者の身分確認は不要です。 ・ 当選者の住所変更があった場合、クーポンの利用日（<u>宿泊日時</u>）で富山市民であれば利用できます。
～宿泊～	
③当選者へ利用料金（宿泊料金等）請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ クーポンの【事業者記入欄】に記入してください。(宿泊期間、宿泊施設名、本人確認のチェック、同行者人数、利用料金、割引額、取り扱い事業者) ・ 利用料金（消費税込）からクーポンの割引額を差し引いた額を当選者に請求してください。 ・ 利用料金（消費税込）がクーポンの割引額に達しない場合、お釣りは出ません。 ・ 入湯税、クオカードなどの金券等の額にクーポンは利用できません。入湯税及び金券等の額を利用料金から引いた額が割引上限となります。 ・ 宿泊施設内のレストラン等の利用、室内の有料サービス（冷蔵庫など）について、利用料金と同時に請求する場合はクーポンの利用ができます。チェックインの際に支払いとなる場合は、事前に当選者に説明いただくなど、対応に注意してください。 ・ 連泊にも利用できます。ただし、11/1 チェックアウト分までを対象期間としていますのでご注意ください。

<p>④クーポンの利用実績を1か月ごとにまとめ、事務局（富山市ホテル旅館事業協同組合）へ提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実績表、クーポンの原本、請求書を事務局まで郵送してください。（持参も可） ・ 利用実績は宿泊日以降に提出してください。宿泊前の精算はできません。 ・ 請求書の様式は定めていません。各宿泊施設でお使いのものをご利用ください。 ・ 請求書の宛先 富山市ホテル旅館事業協同組合内 「富山に泊まってエンジョイキャンペーン」事務局
<p>⑤事務局より割引額の振込</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込予定は下記のとおりです。 ○ 8月分：9/7（月）までに提出 9/30までに振込 ○ 9月分：10/5（月）までに提出 10/30までに振込 ○ 10月分：11/5（火）までに提出 11/30までに振込 ・ 事務局（富山市ホテル旅館事業協同組合）にて書類確認後、順次、振り込みます。

3. 事務手順【旅行代理店で予約】

内容	ポイント・注意事項
①宿泊予約の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約を受け付けてください。 ・ 当選通知の発送前の予約にも利用可。 ・ 本キャンペーンに申し込みのない宿泊施設であっても、参加条件を満たしている施設であれば、利用可。 ・ 当選者が同行しない旅行の場合も、予約と支払を当選者が行う場合はクーポンの利用可。
②来店時にクーポン（原本）を受け取り、当選者の本人確認実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約時や支払時など、当選者の来店時にクーポン（原本）を受け取ってください。提出がない場合、割引できません。 ・ 当選者の身分証明（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）を確認し、クーポンの「口本人確認」欄にチェックを入れてください。身分証明のコピーは不要です。 ・ 同行者の身分確認は不要です。 ・ 当選者の住所変更があった場合、クーポン利用日（<u>予約日時点</u>）で富山市民であれば利用できます。
③当選者へ利用料金（宿泊料金等）請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ クーポンの【事業者記入欄】に記入してください。（宿泊期間、宿泊施設名、本人確認のチェック、同行者人数、利用料金、割引額、取り扱い事業者） ・ 旅行代理店にて料金を精算してください。当選者の現地払いはできません。 ・ 利用料金（消費税込）からクーポンの割引額を差し引いた額を当選者に請求してください。 ・ 利用料金（消費税込）がクーポンの割引額に達しない場合、お釣りは出ません。 ・ 入湯税、クオカードなどの金券等の額にクーポンは利用できません。入湯税及び金券等の額を利用料金から引いた額が割引上限となります。 ・ 連泊にも利用できます。ただし、11/1 チェックアウト分までを対象期間としていますのでご注意ください。 ・ 宿泊予約のキャンセルには、定められたキャンセル料が発生し、キャンセル料にクーポンは使用できません。キャンセルがあった場合は、記載項目を二重線で訂正の上、クーポンを当選者に返却してください。
～宿泊～	

<p>④クーポンの利用実績を1か月ごとにまとめ、事務局（富山市ホテル旅館事業協同組合）へ提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実績表、クーポンの原本、請求書を事務局まで郵送してください。（持参も可） ・ 利用実績は宿泊日以降に提出してください。宿泊前の精算はできません。 ・ 請求書の様式は定めていません。各旅行代理店でお使いのものをご利用ください。 ・ 請求書の宛先 富山市ホテル旅館事業協同組合内 「富山に泊まってエンジョイキャンペーン」事務局
<p>⑤事務局より割引額の振込</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込予定は下記のとおりです。 ○ 8月分：9/7（月）までに提出 9/30までに振込 ○ 9月分：10/5（月）までに提出 10/30までに振込 ○ 10月分：11/5（火）までに提出 11/30までに振込 ・ 事務局（富山市ホテル旅館事業協同組合）にて書類確認後、順次振り込みします。

4. 事業者の参加条件（参考）

宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市内にある宿泊施設であること ・ 令和2年7月31日（金）までに営業を開始していること ・ 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第2条第2項または第3項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと ・ 富山市暴力団排除条例（平成24年3月26日富山市条例第13号）を遵守すること ・ 公序良俗に反しないこと ・ 「宿泊施設における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を遵守していること ・ 割引利用者に本キャンペーンの内容が説明できること
旅行代理店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山市内にある旅行代理店であること ・ 令和2年7月31日（金）までに営業を開始していること ・ 第一種、第二種、第三種、地域限定旅行業者のいずれかの旅行業登録があること ・ 富山市暴力団排除条例（平成24年3月26日富山市条例第13号）を遵守すること ・ 公序良俗に反しないこと ・ 割引利用者に本キャンペーンの内容が説明できること

5. 問い合わせ先

〒930-0082 富山県富山市桜木町11-2 第一パーキングビル5階
 富山市ホテル旅館事業協同組合内
 「富山に泊まってエンジョイキャンペーン」事務局 松島
 TEL:076-441-4796 / FAX:076-441-4797
 メール:info@toyama-yado.com

富山市商工労働部観光政策課 土田・鈴木
 TEL:076-443-2072